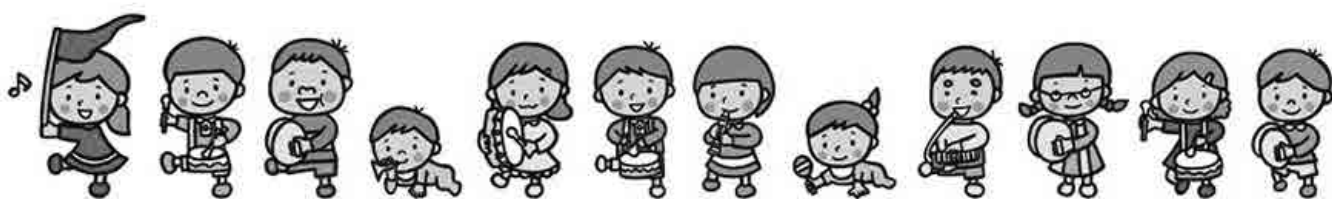


第4章 施策の展開



1 教育・保育の提供区域の設定

- 東大和市は、地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっている市であり、計画においては市全体として長期的に捉えていく必要があります。
- また、施設の整備などにおいては柔軟な対応が可能となる点や、区域内のニーズと利用実態をおおむね一致させることができる利点から、東大和市における教育・保育の提供区域は、市全域で1区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度の認定区分と施設・事業

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります)。
- 認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。(図表4-1参照)

【図表4-1 認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

- 認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。(図表4-2参照)

【図表4-2 施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育	3号認定 0～2歳児	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

(2) 認定区分別の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 教育・保育の量の見込みと確保の内容は、認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業(例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など)も、確保の内容に含めます。
- 平成26年度の確保の内容は定員数の実績を表しています。

1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,170	1,174	1,173	1,170	1,165
②確保の 内容	幼稚園	(新制度)	—	0	0	0	0
		(私学助成)	720	1,128	720	720	720
	認定こども園	408	148	556	556	556	
	市外幼稚園	(418)					
差異(②-①)		—	106	102	103	106	111

※幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の教育・保育施設となり施設型給付を受ける幼稚園と、子ども・子育て支援新制度にはよらずに、従来の私学助成を受ける幼稚園の2つに分かれます。

※市外幼稚園の数値は実績人数です。

【現状と確保の方策】

- 量の見込みは、平成31年度まで約1,170人前後で推移します。
- 認定こども園の定員増に加え、幼稚園は広域的な利用があるため、二一ズ量を確保できると見込んでいます。

2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,179	1,183	1,182	1,178	1,172
②確保の 内容	教育・保育施設	1,202	1,177	1,249	1,249	1,249	1,249
	認可外・その他	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)		—	▲2	66	67	71	77

【現状と確保の方策】

- 量の見込みは、平成31年度まで約1,180人前後で推移します。
- 認可保育園と認定こども園で1,200人以上の定員を確保します。

3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	175	174	173	172	171
②確保の 内容	教育・保育施設	162	164	164	164	164	164
	地域型保育事業	4	3	3	3	3	3
	認可外・その他	12	12	12	12	12	12
差異(②-①)		—	4	5	6	7	8

【現状と確保の方策】

- 平成26年度の実績は156人でしたが、平成31年度までのニーズ量は175人前後で推移すると見込まれ、現状より多くなると推計されています。
- 平成24年度以降、0歳児に待機児童がないこと(各年4月)に加え、現状の定員においてもニーズ量を確保している状況にあります。

4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	693	692	687	684	682
②確保の 内容	教育・保育施設	651	662	705	705	705	705
	地域型保育事業	4	29	10	10	10	10
	認可外・その他	26	26	26	26	26	26
差異(②-①)		—	20	49	54	57	59

【現状と確保の方策】

- 平成26年度の実績は679人でしたが、1歳児において待機児童が若干名いることから、平成27年度には693人のニーズが見込まれます。
- 平成27年度以降は徐々に減少すると推計されますが、既存施設の増改築等により引き続き待機児童の解消を目指します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、事業ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 平成26年度の「確保の内容」は定員数等の実績を表しています。

【図表4-3 地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで保育を行う事業です。
放課後児童クラブ (学童保育所運営事業)	授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり事業	主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
一時預かり事業等 (一時保育事業等)	主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (さわやかサービス事業)	援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)	情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

(1) 延長保育事業

【事業の内容】

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	479	479	477	475	473
②確保の内容	—	479	479	477	475	473
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は390人でしたが、平成27年度以降は475人前後で推移すると見込まれます。
- 市内13園(平成26年度)での延長保育の実施や、ニーズに応える体制づくりに努めていきます。

(2) 放課後児童クラブ(学童保育所運営事業)

【事業の内容】

- 保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	—	690	702	695	696	697
	高学年	—	103	100	101	101	103
	合計	—	793	802	796	797	800
②確保の 内容	低学年	600	600	630	630	680	700
	高学年	—	66	77	88	99	110
	合計	600	666	707	718	779	810
差異(②-①)		—	▲127	▲95	▲78	▲18	10

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は636人で、市内11か所の学童保育所のうち、2か所で待機児童が36名おります。
- 平成27年度からは対象範囲が小学6年生まで拡大することから、平成31年度までは全体で約800人のニーズが見込まれています。
- 平成27年度から高学年のクラスを開設する予定で、学校との連携を図りながら、平成31年度までには待機児童を解消して、ニーズに応える体制整備に努めます。

(3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

【事業の内容】

- 保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	168	168	167	167	166
②確保の内容	216	216	216	216	216	216
差異(②-①)	—	48	48	49	49	50

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は2人ですが、平成27年度以降は約170人程度のニーズが見込まれています。
- 本市においては、協力員世帯(3世帯)による養育を確保していることから、ニーズに応える体制を整えています。なお、将来的には市内の社会的養護施設の活用も検討していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

【事業の内容】

- 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	4,442	4,427	4,396	4,373	4,353
②確保の内容	—	6,663	6,663	6,663	6,663	6,663
③箇所数	3	3	3	3	3	3
差異(②-①)	—	2,221	2,236	2,267	2,290	2,310

【現状と確保の方策】

- 平成25年度は2か所において事業を行ってきましたが、平成26年度以降は実施箇所を3か所に増やし、子育て支援の充実に努めていきます。

(5) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／日

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	122	122	122	122	121
②確保の内容	—	122	122	122	122	121
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は94人で、平成27年度以降は約120人の量の見込みとなっています。ニーズに対応できるよう、市内の幼稚園と連携し、体制の確保に努めていきます。

(6) 一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

【事業の内容】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	緊急一時 保育	—	104	104	104	103	103
	一時保育	—	10,027	10,022	9,979	9,938	9,894
	合計	—	10,131	10,126	10,083	10,041	9,997
②確保の 内容	緊急一時 保育	—	160	160	160	160	160
	一時保育	—	6,225	6,990	8,265	8,775	10,000
	合計	—	6,385	7,150	8,425	8,935	10,160
③一時保育箇所数		4	4	4	4	4	4
差異(②-①)		—	▲3,746	▲2,976	▲1,658	▲1,106	163

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は、緊急一時保育で90人、一時保育で約3,000人となっています。平成27年度以降は、特に一時保育において、約3倍の需要が見込まれています。
- 一時保育は平成25年度まで1か所で実施していましたが、平成26年度以降は4か所で実施し、徐々に定員を増加させ、平成31年度までにニーズに対応できる体制の整備に努めていきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	2,117	2,116	2,108	2,100	2,090
②確保の内容	—	1,470	1,715	1,960	1,960	2,205
差異(②-①)	—	▲647	▲401	▲148	▲140	115

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は1,331人で、利用者は徐々に増加する傾向にあります。
- 平成27年度以降は2,100人前後の量が見込まれていますが、一日当たりの定員の拡大に努め、平成31年度までに受入体制を整えていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業(さわやかサービス事業)

【事業の内容】

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
②確保の 内容	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
差異(②-①)		—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度の実績は1週間当たり25人でした。平成27年度以降の量の見込みでは、低学年においてのみ希望がありましたが、高学年の希望にも対応できるよう努めていきます。

(9) 利用者支援事業(保育コンシェルジュ事業)

【事業の内容】

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
箇所数	—	1	1	1	1	1

【現状と確保の方策】

- 平成27年度から実施される新規事業であり、専任職員を常駐させて情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を充実させます。

(10) 妊婦健康診査

【事業の内容】

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
②確保の内容	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 平成25年度は対象となる妊婦689人へ14回分の受診票を交付しましたが、平成27年度以降も同様に受診票を交付し、妊婦の健康の保持と増進を図っていきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	701	703	707	708	702
②確保の内容	—	701	703	707	708	702
差異(②-①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 生後4か月までの乳児のいる市内全ての家庭を訪問(平成25年度は661人)し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	82	81	82	80	80
②確保の内容	—	82	81	82	80	80
差異(②－①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- 当市の保健師等が家庭を訪問(平成25年度は69人)し、乳児の発育や生活環境、疾病予防などの養育相談を行い、これまでと同様に、適切な養育の確保に努めます。

(13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

【趣旨・目的】

- 「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、国において策定されたプランです。
- 東大和市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のような行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちが主体的に育つよう、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

【行動計画】

内 容	行動計画
放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ(学童保育所)は、平成31年度までに、おおよそ1/2を小学校内で実施することを目指します。
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標	平成31年度までに市内全放課後児童クラブ(学童保育所)、放課後子ども教室及びランドセル来館事業との連携を目指します。
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	平成31年度までに市内全放課後子ども教室を平日(学校長期休業中は除く)実施することを目指します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策	(1) 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ(学童保育所)の支援員(指導員)、放課後子ども教室のコーディネーター及びランドセル来館事業担当職員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
	(2) 共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	(1) 運営委員会等において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
	(2) 事業の実施主体である教育委員会と子ども生活部の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。
	(3) 放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	(1) 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化にします。
	(2) 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	平成31年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブ(学童保育所)で実施することを目指します。